

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度

2025 年

年度回数

1

回/次

回

申請書SharePoint

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益社団法人ユニバーサル志縁センター

団体代表者 役職・氏名

代表理事 池田徹

分類

法人番号

7010405009744

団体コード

申請団体の住所

東京都港区六本木7丁目15-17 ユニ六本木ビル7階C号室

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、測定の実行等が行われることとなっても、異議は 切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間 にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報						
申請団体	資金分配団体					
資金分配団体	事業名（主）	親に頼れない若者の独り立ちサポート				
	事業名（副）					
	団体名	公益社団法人ユニバーサル志縁センター	コンソーシアムの有無	なし		
事業の種類1		①草の根活動支援事業				
事業の種類2		①-1全国ブロック				
事業の種類3						
事業の種類4						

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	○ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	○ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
○	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	○ ④ 働くことが困難な人への支援
	○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	○ ⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
－	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	
3.すべての人に健康と福祉を	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	虐待やネグレクトなどによる傷つきやトラウマを背景とする心身の不調、精神疾患、孤独・孤立、困窮状態にある若者に寄り添い型の支援を行うことで、希死念慮や自殺を予防することにつながる。
8.働きがいも経済成長も	8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	200/200字
NPOから企業まで、あらゆる人・組織と連携して、一人ひとりを大切にし、誰もが暮らしやすく参加できる社会を目指して活動。 2017年に社会的養護を巣立ち困難に直面しているケアリーパー等の若者たちの「生きる」を応援するため「首都圏若者サポートネットワーク運営委員会」を立ち上げる。地域の協同組合、支援団体、研究者等で協力して、東京、埼玉、神奈川で若者を支援する伴走支援者をサポートする活動を行っている。	
(2)団体の概要・活動・業務	211/200字
次の5つの活動を行っている。 1、子ども・若者の自立支援 社会的養護の下に暮らす（暮らした）子どもたちをはじめ、社会的自立が困難な状況に置かれている若者の多様な自立を、伴走者と共に支援する「首都圏若者サポートネットワーク運営委員会」の運営事務局を務める。 2、社会的経済セクターの協働 3、誰ひとりとして孤立しない・させない地域社会づくり 4、誰にとっても働きやすい就労環境づくり 5、大規模災害時における復興支援活動	

II.事業概要

II.事業概要					国外活動の有無	—	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/11/1	(終了)	2029/4/30	対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	親に頼れない若者に対し寄り添い型の支援を提供し、独り立ちをサポートする民間団体の支援者。とくに虐待やネグレクト、生育家庭の機能不全などによる困難を有する若者に寄り添い型の伴走支援を行う団体の支援者。					(人数)	4団体	
最終受益者	最終受益者：独り立ちに際して親を頼ることができず社会的孤立や生活困窮などのリスクが高い、主として18歳から20代の若者 中間受益者①：若者への支援にあたり当事業の実行団体と連携する地域の他の機関・団体・企業 中間受益者②：支援モデル開発WSに参加する若者支援団体					(人数)	最終受益者：約160人（40人×4団体） 中間受益者①：約24機関・団体・企業（6機関・団体・企業×4団体） 中間受益者②：約6団体	
事業概要	虐待やネグレクト、その他の家族の機能不全などの逆境を経験した若者は、独り立ちするときに親を頼ることができず、社会的孤立や経済的困窮に陥りやすく、些細な不調を引き金に、誰かに相談することもできないまま、様々な問題を抱え込んでしまいがちである。そのため、当事業ではこうした若者が、(1)困窮や住居喪失等の危機的な状況を脱すること、(2)「話せる大人」と出会い、そうした人たちからの支えを感じながら自分の生命、生活を前向きに考えて次の一步を選択できるようになること、そして、(3)就労や制度利用により独り立ちできるようになることを目指し、寄り添い型の伴走支援を行う事業に資金的支援を行う。その際、実行団体は「親に頼れない若者の独り立ちサポートの10要素」を組み合わせて行う。すなわち、①相談・伴走支援、②関係づくり（関係資本の形成）を、③住まい支援、④居場所支援といった安心・安全な居場所を用意して実践し、そこに導くための⑤アクセス保障を主軸とし、個別ニーズに応じて、⑥物品支援、⑦エンパワメント、⑧就労支援を行うほか、⑨息の長い伴走支援のための人材育成・支援体制整備、⑩社会啓発を行う。地域の他団体との連携も推奨する。また、「10要素」の推進とそのモデル化のための非資金的支援を実施する。この事業モデルを用いた政策提言活動により、対象層の若者たちが必要な支援にアクセスしやすくなることを目指す。							

595/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	964/1000字
■小児期逆境体験（ACEs） 若者が社会に独り立ちしていくときの困難の度合いは、親の後ろ盾が有るか無いかで大きく異なる。虐待やネグレクトといった不適切な家庭環境で育った若者たちや社会的養護のもとで育った若者たちは、独り立ちするときに親からの支援を期待できない。幼少期からの虐待、ネグレクト、家族の機能不全などの逆境経験は、免疫系、代謝系、神経内分泌系に長期的影響や脳の構造、神経結合に変化をもたらし、児童・青年期そして成人期の生活に困難を生じさせることが実証研究から明らかにされている。こうした若者たちは独り立ちしたときに仕事を続けられなくなるなどして社会的孤立や経済的困窮に陥りやすく、些細な不調を引き金に、誰かに相談することもできないまま、様々な問題を抱え込んでしまいがちである。住居を失い危機的状況に陥るリスクも大いにある。 ■社会的養護で保護されなかった若者たち 子ども期に社会的養護で保護されて独り立ちの時を迎える若者がいる一方、厳しい家庭環境にありながら保護されなかった若者たちはとりわけ不利な状況におかれている。児童虐待相談対応件数は年22万件超、一時保護されるのはそのうちの14%、施設で保護されるのは一時保護された子どもの15%である（2023年度）。このことから、心配な状態で家庭、地域で生活している子ども・若者が相当数いることが分かる。しかし、こうした家庭への支援は十分ではなく、長期にわたり不適切な環境にいた若者には不利、困難が積み重なってしまっており、自分のいのちを大事に思えない若者も多い。こうした若者は公的な相談窓口に自らアクセスしない傾向があるため、若者支援団体では若者にアクセスしてもらうための工夫や、傷つきを相殺するような保護的体験を提供するような取り組みが求められる。 ■若者支援の課題 社会的養護の自立支援施策がこの数年で拡充されてきてはいるが、保護されることがない若者への公的支援施策は未だ十分ではない。若者たちの困難に気づいて支援を始めた民間団体の多くは寄付や民間助成金を用いて自分たちのできる範囲で活動をしている。若者たちが独り立ちに向けて必要なサポートを得られるようにするには、若者支援団体の取り組みの充実だけでなく、支援機関や企業も含めた体制づくりが課題となっている。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	195/200字
2024年の児童福祉法改正により社会的養護自立支援拠点事業が制度化され、虐待やネグレクトがありながらも保護されることがない若者が頼れる支援機関ができたが、未だ設置していない自治体もある。設置している場合でも措置解除者以外はアクセスしづらい形態もある。生活困窮者自立支援事業や地域サポステはこうした若者を対象に含むが、アクセスし易さや逆境体験によるトラウマ等への理解が十分ではない場合がある。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	200/200字
2017年より首都圏若者サポートネットワーク、2021年度より休眠預金活用助成緊急枠にて若者支援団体をサポート。そこで捉えた課題を踏まえて関連の全国組織と国に政策提言を行い、社会的養護自立支援関連施策の拡充を実現した他、実行団体による政策提言をサポートし自治体事業の拡充につながったケースも。また、若者支援団体が地元の中間支援団体から助成、活動サポートを得られるよう、地域若サが設立事業も行っている。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	191/200字
休眠預金事業ではプログラム評価を行うことから、緊急枠の過去3年間の実行団体の事業のセオリー評価を再分析し、「親に頼れない若者の独り立ちサポートの10要素」を導き出すことができた。これを用いて通常枠の事業を行うことにより、汎用性のあるアウトプット、アウトカム指標を見出し、また、社会的インパクト評価を行うことでモデル化し、公的施策の拡充に向けた政策提言などを行うことができると考える。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
1. 実行団体が地域の関係機関や協力企業と連携して当該地域にて「親に頼れない若者の独り立ちサポートの10要素」を充実した形で実施できるようになり、若者が寄り添い型の支援を受けて独り立ちチャレンジをしやすくなる。（2030年3月）
2. 「親に頼れない若者の独り立ちサポートの10要素」モデルが国の若者支援施策の改善に活用され、若者が寄り添い型の支援を受けて独り立ちチャレンジをしやすくなる。（2032年3月）

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
1. 若者が、就労や制度利用により独り立ちできるようになる。		①就労して自活できるようになった若者の人数 ②制度を使用して生活できるようになった若者の人数		①0人 ②0人			①約39人（13人×4団体） ②約39人（13人×4団体） （2029年2月）
2. 若者が深刻な経済的困窮などの危機的な状況から抜け出すことができる。		危機的な状況にあることを把握し、支援した人数		0人			危機的な状況にあることを把握し、支援した人のうち8割 （2029年2月）
3. 若者が伴走的な支援を受け、自分自身の次のステップを考えることができるようになる。		①相性の良い人に出会い、頼れる人が増えた若者の数 ②自分自身の次のステップを考えることができるようになった若者の人数		0人			①②ともに、対面で伴走支援を行ったケースのうち8割 （2029年2月）

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
1-1. 実行団体関係者が10要素の実施とその課題について理解を深める 自団体の強み、地域の関係機関・他団体・企業のリソースを分析し、事業をデザインできる		実行団体関係者が10要素をふまえて活動計画を立てられているか		10要素について知らない			10要素をふまえて活動計画を立てられている （2029年2月）
1-2. 実行団体の地域で若者支援に関わる人たちが10要素について知り、それぞれの役割を共通理解にする		地域の若者支援関係者が10要素をふまえて連携の在り方を考えられているか		10要素について知らない			10要素をふまえて連携の在り方を考えられている （2029年2月）
2-1. 10要素のモデル化のために、汎用性のあるアウトプット指標・アウトカム指標・チェックシートを開発する		アウトプット指標、アウトカム指標によるチェックシートの妥当さ、使いやすさ		指標・チェックシートがない			開発したアウトプット指標、アウトカム指標によるチェックシートを実行団体が活用し、汎用性のあるものになっている。 （2029年2月）
2-2. モデルを活用した関連施策の改善に向けた政策提言を実施する		若者支援関連省庁担当者との意見交換の回数		0回			4回 （2029年2月）

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
事前評価・セオリー評価サポート 採択後すぐに実行団体を対象に研修を実施し、10要素を組み合わせ、活用した事業計画の再検討、事前評価のサポートを行う。	2026年3月	75/200字
実行団体の事業実施への伴走サポート 月次のMTG、団体訪問を通して、10要素（①若者への相談・伴走支援、②関係性資本の形成、③住まい支援、④居場所支援、⑤アクセス保障、⑥物品支援、⑦エンパワメント、⑧就労支援、⑨人材育成・支援体制整備、⑩社会啓発）を組み合わせた活動の推進をサポートする。	2026年4月～2029年2月	144/200字
中間評価、事後評価サポート 10要素を組み合わせた活動と若者の変化の関係について考察し、グッドプラクティスならびに強化すべき取り組みについて実行団体と考察する。	中間評価：2027年秋ごろ 事後評価：2028年11～2029年1月	80/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
ファンドレイジングのサポート ・実行団体学習交流会にてファンドレイジングに関する研修（年1回）を行う他、月次MTGにて適宜、サポートする	2026年4月～2029年2月	68/200字
1-1-a. / 2-1-a. 実行団体の学習交流会 ・10要素を用いた若者の独り立ち支援のアウトカム指標、アウトプット指標、現場で使いやすいチェックシートの開発に向けたワークショップ ・指標、チェックシートを用いた活動振り返り（実装のためのワークショップ）	2026年7-9月 2027年7-9月 2028年10-12月	129/200字
1-2-a. 地域意見交換会 ・地域の関係機関、団体、企業が若者の独り立ちサポートのためにうまく連携できるよう、10要素のフレームワークを用いた指標やチェックシートについて知り、それぞれの役割や連携のあり方について意見交換を行う	2026年10-12月 2027年10-12月 2028年7-9月	114/200字
2-1-a. 若者支援団体WS ・10要素を用いた若者の独り立ち支援のアウトカム指標、アウトプット指標、現場で使いやすいチェックシートの開発に向けたワークショップ ・指標、チェックシートを用いた活動振り返り（実装のためのワークショップ）	2026年7-9月 2027年7-9月 2028年10-12月	118/200字
2-1-b. 指標・チェックシートの作成（試作・改訂） ・ワークショップでの意見交換をもとに、若者の独り立ちサポートのアウトカム指標、アウトプット指標、現場で使いやすいチェックシートを試作、改定する	2026年12月試作 2027年10-12月改訂 2028年10-12月改訂	99/200字
2-2-a. 政策提言書の作成・意見交換（シンポジウム） ・若者支援関連施策の改善にむけ、若者の独り立ちサポートのモデル（10要素を用いた指標、チェックシート）の導入等を内容とする政策提言書を作成し、若者支援関係省庁の担当者と意見交換または（および）シンポジウムを開催する	2027年1-3月 2028年1-3月	136/200字
2-2-b. 報告書作成と事業報告会で発信 ・事後評価報告書を作成し、報告会にて実行団体の取り組みの成果を発信するとともに、若者の独り立ちサポートのモデルを活用した若者支援関連施策の改善に向けた政策提案を発信する	2029年1～3月	106/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	・地域意見交換会：実行団体の日頃のつながりで参加を呼びかけるほか、FDOの生協等とのつながりを生かして広報する。 ・若者支援団体WS：若者支援団体を束ねる団体の方の参加を得て指標やチェックシートを検討してモデルを開発し、広めてもらえるようにする。 ・シンポジウム：若者支援関係団体、国や自治体の関係者に参加を呼びかけ、当事業の成果のみならず、開発した事業モデルを広く伝え、活用してもらえるようにする。	200/200字
連携・対話戦略	実行団体とは、毎月のMTG、実行団体学習交流会、地域意見交換会を通して対話を重ね、POが現場の課題感を深く理解し、指標やチェックシートの開発に反映させる。汎用性のある指標や使い易いチェックシートの開発には経験豊富な方の意見を取り入れる必要があるため、若者支援団体を束ねるネットワークや協議会の方にWSに参加していただく。試作した指標、チェックシートの試用、改定も実行団体等との対話を通して行う。	197/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	・ 資金調達：若者の独り立ち支援、若い人材の育成という観点を打ち出すとともに、当事業の成果と当法人の強みを分かりやすい資料にまとめ、企業寄付を獲得する ・ 事業の自走化：当事業で開発するモデルを用いて、若者支援団体の取り組み強化に向けたコンサルティングや研修の提供を検討していく ・ 社会課題の解決：当事業で開発するモデルを普及させることで各地の若者支援の取り組み向上につながると考えられる。 ・ 公的施策へのアプローチ：当事業で開発するモデルを公的施策にも取り入れてもらえるようにする	239/400字
実行団体	・ 資金調達：社会啓発の取り組みを通して各団体の事業の魅力を発信し、個人や企業からの寄付を獲得していけるようサポートする。学習交流会にてファンドレイジングのセミナーを実施し、月次MTG等にて各団体のチャレンジをサポートする。 ・ 事業の自走化：当事業で開発するモデルを活用することで充実した取り組みを実施していることを明示的にアピールできるようになり、また、ガバコン体制の整備も行うことから、公的事業の受託をしやすくなる。制度外の取り組みは寄付を財源に実施できるようにする。	236/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	783/800字
民間基金による助成事業を実施 ・ 第1回若者おうえん基金助成（9団体（10件）、10,567,020円、募集期間：2018 年 9月1日 ～ 11月30日、対象地域：東京都、埼玉県、神奈川県） ・ 第2回若者おうえん基金助成（7団体（8件）、9,294,000円、募集期間：2019 年 9月1日 ～ 11月30日、対象地域：東京都、埼玉県、神奈川県） ・ 第2回若者おうえん基金助成一般枠二次公募（6団体、5,457,000円、募集期間：2020年3月1日 ～ 4月30日、対象地域：東京都、埼玉県、神奈川県） ・ 若者おうえん基金研修枠助成（2団体、511,500円、募集期間：2020年3月 ～ 4月、対象地域：全国） ・ 第3回若者おうえん基金助成（14団体（15件）、19,215,200円、募集期間2020年9月1日～11月30日、対象地域：東京都、埼玉県、神奈川県） ・ 第4回若者おうえん基金助成（16団体（19件）、29,387,620円、募集期間2021年9月1日～11月30日、対象地域：東京都、埼玉県、神奈川県） ・ 第5回若者おうえん基金助成（12団体、1里親（13件）、20,470,000円、募集期間2022年9月1日～11月30日、対象地域：東京都、埼玉県、神奈川県） ・ 第6回若者おうえん基金助成（13団体（13件）、18,824,000円、募集期間2023年9月1日～11月30日、対象地域：東京都、埼玉県、神奈川県） ・ 第7回若者おうえん基金助成（14団体、17,433,998円、募集期間2024年9月1日～11月30日、対象地域：東京都、埼玉県、神奈川県） 休眠預金緊急枠 2020年度採択17団体、2021年度採択13団体、2022年度採択13団体、2023年度採択7団体、2024年度採択8団体 通常枠 2022年度採択3団体	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	793/800字
○小田川華子「プログラム評価からみる親に頼れない若者の独り立ちサポート事業」社会政策学会第150回大会報告ディスカッションペーパー（2025年5月18日） ○「体験就労プログラム意義見える化調査2024調査報告書」（2024年11月） ○若者支援紹介冊子『未来への扉－若者に寄り添うNPOのチャレンジ』（2024年4月） ○政策提言： ・ 社会的養護自立支援等、困難を抱えた若者への支援施策の充実に向けた政策提言：こども家庭庁家庭福祉課に申入れ、意見交換（2024年7月） ・ こども大綱に向けた政策提言：こども政策に係る有識者会議座長、こども家庭庁設立準備室、厚生労働省子ども家庭局長に提出（2023年2月） ・ 新制度に向けた政策提言：厚生労働省子ども家庭局への申し入れ、意見交換会等（2022年6月、10月、12月） ・ 児童福祉法改正に向けた政策提言：野田聖子大臣、厚生労働省子ども家庭局長、内閣府孤独・孤立対策室長に提言を手交（2021年6月、11月） 次の3点が24年4月の施行児童福祉法改正に反映 1、児童養護施設などで暮らす子どもや若者に対する自立支援について、原則18歳、最長でも22歳までとしてきた年齢制限が撤廃されたこと 2、施設退所者等への相談、伴走支援を行うアフターケア事業が法律に規定される制度に 3、その対象者が拡充され、「措置解除者等又はこれに類する者」となったこと ・ 支援団体を対象とする現場の課題に関する調査（2021年5月、2022年4月） ○「自立援助ホームの若者の就労自立支援スキーム構築のための調査報告書－体験就労プログラムのモデル化を目指して」（2020年3月） ○「社会的養護リーピングケア海外事例調査報告書」イギリス、カナダにおけるリーピングケアを調査（2019年3月） ○社会的養護下にある子の自立を考える研究会（2017年3月）	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3～4団体	
(2)実行団体のイメージ	・親に頼ることができない若者への寄り添い型の支援実績があり、「親に頼れない若者の独り立ちサポートの10要素」の枠組みを活用して、創意工夫により若者が必要としている支援を行う団体 ・地元の自治体における若者支援施策の強化に関心がある団体 ・当団体の休眠預金活用助成事業緊急枠（全5回）にて3回助成実績がある団体は対象外	158/200字
(3)1実行団体当り助成金額	16,500,000～22,000,000円／3年間	26/200字
(4)案件発掘の工夫	親や家族に頼ることができない人たちをサポートする団体の全国ネットワーク「えんじゅ」およびその他の若者支援団体のネットワークの協力を得て公募情報を周知するほか、オンライン公募説明会を実施する。また、応募前の個別相談にて当事業の趣旨に合った事業形成をサポートする。	130/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	・実施体制・・・内部5名、外部2名 ・マネジメント体制・・・事業統括1名 〇〇〇〇（博士(社会福祉学)） ・経理体制・・・決裁担当1名 〇〇〇〇、 経理担当1名 〇〇〇〇、 経理補助1名（業務委託） ・PO体制・・・公募・審査、評価サポート、実行団体事業伴走主担1名 〇〇〇〇 実行団体資金管理サポート主担1名 〇〇〇〇 モデル化（指標、チェックシート開発）主担1名 〇〇〇〇 ・評価体制・・・ロジックモデル研修・定期評価1名 日本社会事業大学〇〇〇〇氏 モデル化伴走1名 金城学院大学〇〇〇〇氏					259/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数	内 訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
	3	新規採用人数 (予定も含む)		名		
		既存PO人数	3	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	〇〇〇〇：当事業40%、地域若さが設立事業（通常枠申請予定）40%、その他20% 〇〇〇〇、〇〇〇〇：当事業50%、地域若さが設立事業50%
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	策定済みのガバナンス・コンプライアンス関連規程に沿って事業を実施する。 実行団体公募においては、当法人の理事が兼務する団体でないことを確認する。					72/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし					

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025/11/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	親に頼れない若者の独り立ちサポート	
	団体名	公益社団法人ユニバーサル志縁センター	

	助成金
事業費	77,428,560
実行団体への助成	66,000,000
管理的経費	11,428,560
プログラムオフィサー関連経費	19,444,785
評価関連経費	3,120,000
資金分配団体用	3,000,000
実行団体用	120,000
合計	99,993,345

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	26,509,520	26,509,520	24,409,520	77,428,560
実行団体への助成	0	22,700,000	22,700,000	20,600,000	66,000,000
－					
管理的経費	0	3,809,520	3,809,520	3,809,520	11,428,560

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	486,725	6,196,740	6,016,740	6,744,580	19,444,785
プログラム・オフィサー人件費等	140,000	4,636,800	4,636,800	4,636,800	14,050,400
その他経費	346,725	1,559,940	1,379,940	2,107,780	5,394,385

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	30,000	1,020,000	1,020,000	1,050,000	3,120,000
資金分配団体用	30,000	990,000	990,000	990,000	3,000,000
実行団体用	0	30,000	30,000	60,000	120,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	516,725	33,726,260	33,546,260	32,204,100	99,993,345

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	405	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		公益社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			ユニバーサル志縁センター	
郵便番号			106-0032	
都道府県			東京都	
市区町村			港区六本木	
番地等			7丁目15-17 ユニ六本木ビル7階C号室	
電話番号			03-6450-1820	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://www.u-shien.jp/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	Facebook : https://www.facebook.com/wakamonoSN	
			Twitter : https://twitter.com/wakamono_sp	
			You Tube : https://www.u-shien.jp/jobssupport/	
設立年月日			2011/07/20	
法人格取得年月日				

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	イケダ トオル
	氏名	池田徹
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	シラカワ マサオミ
	氏名	白川祐臣
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	18
理事・取締役数 [人]	16
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	5
常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	28
団体正会員 [団体数]	20
団体その他会員 [団体数]	8
個人会員・ボランティア数	17
ボランティア人数(前年度実績) [人]	10
個人正会員 [人]	6
個人その他会員 [人]	1

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	20
申請前年度の助成総額 [円]	70,557,414
助成した事業の実績内容	首都圏若者サポートネットワーク「若者おうえん基金」第7回:14件、17,433,998円／休眠預金活用助成「親に頼れない若者の独り立ちサポート事業助成」7件、53,123,416円

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	若者支援関連の助成実績 ・休眠預金活用助成（下記記載） 就労支援関連の助成実績 ・厚生労働省平成27年度社会福祉推進事業生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業評価ガイドライン作成事業 ・厚生労働省平成28年度社会福祉推進事業就労準備支援事業評価ガイドライン検証事業 ・厚生労働省平成29年度社会福祉推進事業自立相談支援事業評価ガイドライン作成・検証事業 ・厚生労働省平成30年度社会福祉推進事業自立相談支援事業評価実践ガイド普及展開方法検討事業 ・厚生労働省令和3年度生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業 多様な地域連携による就労支援のPDCA ・WAM助成（令和3年度補正予算・コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間団体活動助成事業）生活困窮者等への中間的就労推進を核にした地域作りワーカー育成事業

(12)休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2020年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	公益社団法人ユニバーサル志縁センター	社会的養護アフターケア事業
2	2021年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	公益社団法人ユニバーサル志縁センター	社会的養護アフターケア事業
3	2022年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	公益社団法人ユニバーサル志縁センター	社会的養護アフターケア事業
4	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択	公益社団法人ユニバーサル志縁センター	地域若者サポートネットワーク設立事業
5	2023年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	公益社団法人ユニバーサル志縁センター	親に頼れない若者の独り立ちサポート事業助成
6	2024年度	緊急枠	資金分配団体に採択	公益社団法人ユニバーサル志縁センター	親に頼れない若者の独り立ちサポート事業助成

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	地域若者サポートネットワーク設立事業
団体名:	公益社団法人 ユニバーサル志縁センター
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)

◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>

◎申請時まで(に整備が間に合わず)後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。

◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。

◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
確認が必要です。E列に未記入があります。	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第 28 条(開催)
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第 29 条(招集)(代表理事)
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第 29 条(招集)(目的を記載し)
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第 29 条(招集)
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第 27 条(権限)
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第 32 条(決議)(過半数)
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第 35 条(議事録)
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する 評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならび に議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			社団法人のため空欄	社団法人のため空欄
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事 の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第 15 条(選任等)
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある 理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第 15 条(選任等)
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第 39 条(種類及び開催)
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第 40 条(招集)(代表理事)
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第 40 条(招集)(目的を記載)
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第 40 条(招集)
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第 38 条(権限)
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第 42 条(議決)(過半数)
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第 45 条(議事録)
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事 を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第 42 条(議決)
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の 具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款、理事の職務権限規程	定款第 16 条(理事の職務・権限)
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した 議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款、監事監査規程	定款第 17 条(監事の職務・権限)
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に 関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬等及び費用に 関する規程	第3条(報酬の支給)、別表1
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員員の報酬等及び費用に 関する規程	第5条(報酬等の支給方法)

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	(基本的人権の尊重) 第 1 条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	(法令等の遵守) 第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	(私的利益追求の禁止) 第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	(利益相反等の防止及び開示) 第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	(特別の利益を与える行為の禁止) 第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止規程	第2章禁止行為、第3章相談・苦情の取り扱い、第4章対応
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	(情報開示及び説明責任) 第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	(個人情報の保護) 第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1) -1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止規程	(申告) 第 4 条
(1) -2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止規程	(禁止事項) 第 3 条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止規程	(申告後の対応) 第 6 条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンスに関する規程	(組 織) 第5条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている 」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスに関する規程	(コンプライアンス委員会) 第7条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスに関する規程	(コンプライアンス委員会) 第7条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条(通報等の方法)(内部窓口)
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	(不利益の禁止) 第 11 条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局組織規程	第 4 章 事 務 分
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局組織規程	第 3 章 職制、職責
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局組織規程	第 3 章 職制、職責
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局組織規程	第 5 章 事 務 処 理
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	給与規程
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第2章 給与計算及び支払方法
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	(決裁手続き) 第 6 条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	(保存の方法) 第 4 条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	(文書の保存期間) 第 3 条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	(資料の閲覧) 第 6 条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	(危機事象発生時の対応) 第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	(緊急事態の範囲) 第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	(緊急事態発生時の対応の基本方針) 第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第3章 緊急事態への対応

● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	(会計区分) 第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	(会計処理の原則) 第 10 条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	(出納責任者)第 21 条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第2章 勘定科目及び帳簿組織
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	(出納責任者) 第 21 条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章 収支予算
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章 決 算

公益社団法人ユニバーサル志縁センター定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人ユニバーサル志縁センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 この法人は、NPO、協同組合、共済組合、企業、労働組合等が協働して、地域の課題に取り組む活動を応援し、社会目的にかなった経済活動や市民活動を広げ、ユニバーサル志縁社会の実現を目的とする。

(規律)

第 4 条 この法人は、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ユニバーサルな地域社会づくり支援
2. ユニバーサルな職場（ユニバーサル・オフィス）の普及
3. ユニバーサル農業・環境活動の推進
4. 地域をつなぐ文化芸術活動の推進
5. 社会的企業の主流化促進とNPOと企業の協働の推進
6. その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本国内において行うものとする。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 2 章 会員

(種別)

第 7 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第 8 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会において個別に審議の上入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会費)

第 9 条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第 11 条 正会員及び賛助会員は、申し出により任意に退会することができる。

(除名)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役員等

(種類及び定数)

第 14 条 この法人に、次の役員を置く。

- 理事 10 名以上
- 監事 2 名以内

2 理事のうち、2 名以内を代表理事とする。

(選任等)

第 15 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 理事会は、第 2 項で選定された業務執行理事の中から副代表理事、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副代表理事は 3 名以内、専務理事は 1 名とする。
- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事又は監事に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第 16 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 6 代表理事、副代表理事、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 代表理事、副代表理事、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 17 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務遂行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する

行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権利を行使し義務を履行すること。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。(ただし、増員された当該監事の選任時が他の在任中の監事の選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時を経過している場合は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする)

4 理事及び監事は、第 14 条 1 項で定めた理事及び監事の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 19 条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第 20 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬を支給することができる。また、職務を執行した非常勤の役員には、その対価として報酬を支給することができる。その額については、社員総会が別に定める役員等の報酬規程による。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 21 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取扱いについては、第 48 条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 22 条 この法人は、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の

決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、非業務執行等役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。

(会長及び顧問)

第 23 条 この法人に、会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(会長及び顧問の職務)

第 24 条 会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第 4 章 社員総会

(種類)

第 25 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 26 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 27 条 社員総会は、一般法に規定する事項及び以下の事項を議決する。

- (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員の報酬の額又はその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告
 - (5) 入会の基準並びに会費の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (10) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (11) 前各号に定めるもののほか、一般法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 29 条第 3 項に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第 28 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

(2) 議決権の3分の1以上を有する正会員から、決議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

- 一 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
- 二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第29条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、その日時、場所、目的である事項を記載し、法令で定めるところにより社員の承諾を得て、電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。(ただし、社員総会に出席しない正会員が電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。)

(議長)

第30条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第31条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第32条 社員総会の議事は、一般法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第33条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会規則)

第 36 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 5 章 理事会

(構成)

第 37 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 38 条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める内部管理体制の整備
- (6) 第 22 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 39 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 17 条第 5 号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 40 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、その日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 41 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

(議決)

第 42 条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 43 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 44 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 17 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名し、または記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第 46 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第 47 条 この法人の財産の管理・運用は、専務理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 第 1 項の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の計算書類等については、毎事業年度の経過後 3 か月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第 1 項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 50 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行うときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則)

第 51 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱規程による。

(剰余金の不配当)

第 52 条 この法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 54 条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 55 条 この法人は、一般法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産の贈与)

第 56 条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、社員総会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 57 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、認定法第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 58 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 59 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 60 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める理事会及び社員総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員等の報酬規程

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 63 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 61 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、社員総会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 62 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(公告)

第 63 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 補則

(委任)

第 64 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 65 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

1 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 池田 徹

2 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 池本 修悟

付 則

1 この定款は、この法人の成立した日から施行する。

2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 48 条の規定にかかわらず、この法人の成立した日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

3 文意を損なわない範囲での事務的な修正については事務局長に一任する

平成 2 5 年 9 月 1 0 日 一部変更

平成 2 7 年 6 月 1 5 日 一部変更

平成 2 9 年 6 月 1 9 日 一部変更

平成 3 0 年 1 月 2 5 日 一部変更

平成 3 0 年 6 月 8 日 一部変更

平成 3 1 年 4 月 1 日 一部変更

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 一部変更

令和 5 年 6 月 2 3 日 一部変更